

勝山市公告第 23 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 5 第 1 項の規定に基づき、勝山市森林整備計画を樹立したいので、同条第 7 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該勝山市森林整備計画書の案を縦覧に供する。

なお、勝山市森林整備計画書の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、勝山市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和 8 年 2 月 9 日

勝山市長 水上 実喜夫



- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 1 縦覧場所 | 勝山市ホームページ |
| 2 縦覧期間 | 自 令和 8 年 2 月 9 日
至 令和 8 年 3 月 11 日 |